

製品安全データシート

MAGIC RYO ホワイト作成日 2011年8月10日
改定日

1. 化学物質等及び会社情報

製品名: MAGIC RYO ホワイト
 会社名: 東洋エアゾール工業株式会社
 住所: 埼玉県川越市南台1丁目2番地
 担当部門: 研究開発部
 電話番号: 049-241-2211
 FAX番号: 049-291-2660
 緊急連絡先: 049-241-2211
 用途と使用上の制限: 塗料

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	可燃性／引火性エアゾール:	区分1
	引火性液体:	区分3
健康に対する有害性	皮膚刺激／腐食性:	区分2
	眼破損性／眼刺激性:	区分2
	発がん性:	区分2
	生殖毒性:	区分1B
	特定標的臓器／全身毒性:	区分3(気道刺激性、麻酔作用) (単回ばく露)
	特定標的臓器／全身毒性:	区分2(肝臓、精巣、皮膚、呼吸器、血液、中枢系) (反復ばく露)
環境に対する有害性	水生環境有害性(急性):	区分2
	水生環境有害性(慢性):	区分2

絵表示又はシンボル



注意喚起語

危険有害性情報:
 危険
 引火性液体及び蒸気
 皮膚刺激
 強い眼刺激
 発がんのおそれの疑い
 生殖能力または胎児への悪影響のおそれ
 呼吸刺激を起こすおそれ、または、眠気やめまいのおそれ
 長期又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ
 水生生物に毒性(急性)
 長期的影響により、水生生物に毒性
 引火性の高いエアゾール
 【安全対策】
 本来の用途以外に使用しないこと。

すべての安全対策を読み理解するまで取り扱わないこと。
 熱、火花、高温体のような着火源から遠ざけること。—禁煙
 加圧容器: 使用後穴を開けたり燃やしたりしないこと。
 静電気放電に対する予防処置を講じること。
 防爆型の電気機器。換気装置、照明機器を使用すること。
 火花を発生しない工具を使用すること。
 保護手袋、保護眼鏡、保護面、保護衣を着用すること。必要に応じて個人用保護具を使用すること。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用し、ミスト、蒸気の吸入を避けること。
 飲み込まないこと。
 この製品を使用する時に飲食しないこと。
 取り扱い後は手洗いおよびうがいを十分すること。
 環境への放出を避けること。
 スプレーを吸入しないこと。
 塗料の付着したウエスや塗料カス、スプレーダスト等は廃棄するまでは必ず水につけておく

【応急処置】

火災の場合には適切な消火方法をとること。
 皮膚(又は髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣服を脱ぎ、皮膚を大量の水で洗うこと。皮膚に付いた場合、多量の水と石鹼で洗うこと。
 取り扱った後、手を洗うこと。
 皮膚刺激または発疹が生じた場合:医師の診断、手当てを受けること。
 直ちにすべての汚染された衣類を脱ぎ取り除くこと。
 再使用する場合は、洗濯し、気分が悪いなどの症状がある場合は、医師に連絡すること。
 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合は、医師の診断、手当てを受けること。
 緊急の洗浄が必要な場合、直ちに特別処置を実施する。
 暴露あるいは暴露の懸念がある、又は気分が悪い場合:医師の診断・手当てを受けること。
 飲み込んだ場合:気分が悪いときは、医師に連絡すること。口をすすぐ。
 水を消火に使用しないこと。

【保管】

日光から遮断し、40°Cを超える温度に暴露しないこと。
 子供の手の届かない場所に保管すること。
 喚気の良い場所に保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

国／地域情報:**3. 組成、成分情報****单一製品・混合物の区分:混合物**

成分名	質量%	官報整理番号	CAS No.	備考
1、2、4-トリメチルベンゼン	0.5	化審法 — 安衛法 404	95-63-6	
1、3、5-トリメチルベンゼン	1.1	化審法 (3)-7 安衛法 404	108-67-8	
酸化チタン	11~14	化審法 (1)-558 安衛法 191	13463-67-7	

ミネラルスピリット	7~9	化審法 (9)-1700 安衛法 551	8052-41-3	
ミネラルスピリット (高精製)	5~7	化審法 — 安衛法 329	64742-82-1	
低沸点芳香族ナフサ (石油ナフサ)	4~7	化審法 — 安衛法 330	64742-95-6	
非晶質二酸化珪素	0.5~2	化審法 — 安衛法 312	7631-86-9	
キシレン	0.05~0.5	化審法 (3)-3 安衛法 136	1330-20-7	
エチルベンゼン	0.05~0.5	化審法 (3)-28 安衛法 70	100-41-4	
トリメチルベンゼン (1, 3, 5除く)	2.1~2.4	化審法 — 安衛法 404	25551-13-7	
高沸点芳香族ナフサ (石油ナフサ)	0.06~0.3	化審法 — 安衛法 330	64742-94-5	
ナフトレン	0.01~ 0.06	化審法 (4)-311 安衛法 408	91-20-3	
ケチミン	0.3~0.6	化審法 — 安衛法 —	—	
変性脂肪族 ポリアミン	0.06~0.3	化審法 — 安衛法 —	—	
窒素	0.1~0.5	化審法 — 安衛法 —	—	
プロパン	35~45	化審法 (2)-3 安衛法 —	74-98-6	
ブタン		化審法 (2)-4 安衛法 482	ノルマルブタン 106-97-8 イソブタン 75-28-5	
ペンタン		化審法 (2)-4 安衛法 543	ノルマルペントン 109-66-0 イソペンタン 78-84-8	
ジメチルエーテル	5~15	化審法 (2)-360 安衛法 —	115-10-6	

4. 応急処置

吸入した場合:

新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

嘔吐物はのみこませないようにする。

直ちに医師の診断を受けること。

蒸気、ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所で安静にし、医師の診断を受けること。

皮膚(又は髪)に付着した場合:

付着物を布にて素早く拭き取る。

大量の水及び石鹼又は皮膚用の洗剤を使用して充分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。

速やかに医師の診断を受けること。

眼に入った場合:

直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。

次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
まぶたの裏まで完全に洗うこと。
直ちに医師の診断を受けること。
飲み込んだ場合:
気分が悪いときは医師に連絡すること。口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗浄する。

5. 火災時の措置

消化剤: 粉末消火剤、炭酸ガス
使ってはならない消化剤: 棒状放水、水噴霧
特有の危険有害性: 蒸気は遠距離引火の可能性がある。
加熱により容器が爆発するおそれがある。
特有の消化方法: 消火は粉末消火剤、炭酸ガスで一気に消火する。
消火剤やその希釀剤が、水路、下水、あるいは上水道へ流入することを防ぐ。
火災発生場所の周辺には関係者以外の立ち入りを禁止する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置: 除去作業の際には必ず適切な保護具を着用する。
環境に対する注意事項: 河川、下水道等に流入しないように注意する。
回収、中和、並びに封じ込め及び浄化の方法・器材: 速やかにすべての着火源を取り除き、漏洩箇所の漏れを止める。
砂等の燃えない吸収剤で漏洩物を吸収して廃棄容器に入れる。
二次災害の防止策: すべての着火源を速やかに取り除く。
排水溝、下水溝、地下室等への流入を防ぐ。

7. 取り扱い及び保管上の注意

取り扱い

技術的対策: 指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。熱、火花、裸火、高温体等との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させない。静電気対策をおこない、作業着、靴等も導電性のものを使用する。
局所排気・全体換気:
安全な取り扱い注意事項: 室内で取り扱いを行う場合は、十分な換気を行う。換気装置をつける場合は、防爆タイプを用いる。
使用前に使用説明書を入手すること。すべての安全注意を読み理解する迄取り扱わないこと。スプレーを吸入しないこと。
取り扱い後はよく手を洗うこと。
この製品を使用する所で飲食または喫煙をしないこと。飲み込まないこと。
塩素酸塩類、硝酸塩類と接触しないよう注意する。
蒸気は遠距離引火の可能性がある。防爆工具を使用すること。

保管

技術的対策: 消防法の規制に従う。
熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。
容器は直射日光や火気を避けること。換気の良い冷所で保管すること。
空気と爆発性の混合気体をつくる。
静電気の蓄積を防止するため、固定貯蔵容器、移動コンテナおよび関連機器は接地しアースを取らなければならない。
混触危険物質: 塩素酸塩類、硝酸塩類との混触により、発火、爆発することがある。
容器包装材料: 高圧ガス保安法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

[許容濃度]

成分名	管理濃度 (ppm)	管理濃度 (mg/m ³)	ACGIH (ppm)	ACGIH (mg/m ³)
エチルベンゼン	—	—	100	—
1、3、5トリメチル ベンゼン	—	—	25	—
キシレン	50	—	100	—
酸化チタン	—	—	—	10
ミネラルスピリット (高精製)	—	—	100	—
低沸点芳香族ナフサ (石油ナフサ)	—	—	100	—
非晶質二酸化珪素	—	—	—	10
ミネラルスピリット	—	—	100	—
トリメチルベンゼン (1, 3, 5除く)	—	—	25	—
高沸点芳香族ナフサ (石油ナフサ)	—	—	100	—
ナフタレン	—	—	10	—
プロパン	—	—	1000	—
ブタン	—	—	800	—
ペンタン	—	—	600	—
ジメチルエーテル	—	—	—	—

設備対策:

近くに手洗い、洗顔などの設備を設ける。作業場には喚気設備を設ける。

保護具:

呼吸器の保護具:

呼吸用保護具

手の保護具:

保護手袋

眼の保護具:

安全ゴーグル

皮膚及び身体の保護具:

保護衣

衛生対策:

作業後、温水を使用し石鹼等で手を良く洗う。うがいをしてから、飲食等をする。

9. 物理的及び化学的性質

(塗料液として)

外観

表示の各色に対応

臭い

固有の臭気。

pH

情報を有していない

融点

情報を有していない

沸点

130~210°C

引火点

37°C

発火点

288°C

爆発限界

0. 6~6%

蒸気圧

880Pa

蒸気密度

情報を有していない

密度

1. 12/20°C

溶解性

情報を有していない

分解温度

情報を有していない

オクタノール/水分配係数

情報をしていない

10. 安定性及び反応性

- 安定性:** 室温、常温においては安定。
- 危険有害反応可能性:** 塩素酸塩類、硝酸塩類との接触を避ける。
- 避けるべき条件:** 直射日光、高温体、混触危険物質との接触を避ける。
- 混触危険物質:** 塩素酸塩類、硝酸塩類と混触により発火、爆発することがある。
- 危険有害な分解性生物:** 燃焼により有害なガスが発生する。

11. 有害性情報**急性毒性:**

成分名	LC50 (経皮) mg/kg	LC50(吸入) 蒸気 mg/l/1H	LC50(吸入) 粉塵、ミスト mg/l/1H	LD50 (経口) mg/kg
エチルベンゼン	15400	4000	—	3500
1、3、5トリメチル ベンゼン	—	—	24	—
キシレン	4350	6700	—	3500
酸化チタン	10000	—	6.82	10000
ミネラルスピリット (高精製)	—	—	—	—
低沸点芳香族ナフサ (石油ナフサ)	—	—	—	4700
非晶質二酸化珪素	—	—	—	—
ミネラルスピリット	—	—	—	5000
トリメチルベンゼン (1, 3, 5除く)	—	—	—	8970
高沸点芳香族ナフサ (石油ナフサ)	—	—	—	—
ナフタレン	2000	—	—	1157
ケチミン	—	—	—	—
変性脂肪族ポリアミン	—	—	—	—
プロパン	—	—	—	—
ブタン	—	—	—	—
ペンタン	—	—	—	—
ジメチルエーテル	—	—	—	—

皮膚腐食性・刺激性:

低沸点芳香族ナフサ(石油ナフサ): 区分2

1、3、5トリメチルベンゼン: 区分2

ミネラルスピリット: 区分2

トリメチルベンゼン: 区分2

高沸点芳香族ナフサ(石油ナフサ): 区分2

トリメチルベンゼン(1, 3, 5を除く): 区分2

ノルマルブタンとして

データなし

ジメチルエーテルとして

皮膚を侵すことはないが、液体の状態で皮膚に触れたときは凍傷の恐れがある。

眼に対する重篤な損傷・	低沸点芳香族ナフサ(石油ナフサ): 区分2A 1、3、5トリメチルベンゼン:区分2B 酸化チタン:区分2B トリメチルベンゼン(1, 3, 5を除く):区分2B 高沸点芳香族ナフサ(石油ナフサ):区分2A ペンタン:2B ノルマルブタンとして ウサギの眼を刺激しない。ヒトのガス暴露例に眼刺激性は報告されていないが、明確に有害性を否定する報告もない。
発癌性	ジメチルエーテルとして 眼を刺激する。(発赤、痛み) 酸化チタン:区分2 エチルベンゼン:区分2
生殖毒性	ナフタレン:区分2 低沸点芳香族ナフサ(石油ナフサ): 区分1B キシレン:区分1B エチルベンゼン:区分1B
特定標的臓器／全身毒性 一単回ばく露	低沸点芳香族ナフサ(石油ナフサ):区分1(臓器(呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓)の障害、区分3(眠気およびまいのおそれ) 1、3、5トリメチルベンゼン:区分3(麻酔作用) 酸化チタン:区分3(気道刺激性) ミネラルスピリット:区分3(麻酔作用、気道刺激性) トリメチルベンゼン(1, 3, 5除く):区分3(気道刺激性、麻酔作用) 高沸点芳香族ナフサ:区分3((気道刺激性)呼吸器への刺激のおそれ、(麻酔作用)眠気およびまいのおそれ) プロパン、ブタン、ペンタン:区分3((気道刺激性)呼吸器への刺激のおそれ、(麻酔作用)眠気およびまいのおそれ)
特定標的臓器／全身毒性 一反復ばく露	低沸点芳香族ナフサ(石油ナフサ):区分1(長期ないし反復暴露による臓器(呼吸器、神経系)の障害) 酸化チタン:区分1(長期または反復暴露による臓器(肺:吸入)の障害) ミネラルスピリット:区分2(肝臓、精巣) トリメチルベンゼン(1, 3, 5除く):区分2(皮膚、呼吸器、血液、中枢神経系) 高沸点芳香族ナフサ(石油ナフサ):区分1(長期ないし反復暴露による臓器(呼吸器、神経系)の障害)

12. 環境影響情報

漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

残留性／分解性:	1、3、5トリメチルベンゼン:難分解性:0%(2週/化審法既存調査)
生体蓄積性:	1、2、4-トリメチルベンゼン:難分解性:4-18%(4週/化審法既存調査) 1、3、5トリメチルベンゼン:濃縮倍率の例:342倍(10週)
生体毒性	1、2、4-トリメチルベンゼン:濃縮倍率の例:275倍(8週) 1、3、5トリメチルベンゼン:LC50(48h、ヒメダ力)=8. 6mg/L 1、2、4-トリメチルベンゼン:LC50(48h、ヒメダ力)=18mg/L

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄物はリサイクル等によりできるだけ排出量を削減することが望ましいが、止むおえない場合は法にもとづき処理する。
化学物質を含む製品、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者

と受託契約をして処理する。

廃棄物等を焼却処理する場合には、大気汚染防止法、廃掃法、ダイオキシン特別措置法及び都道府県条例にもとづき処理する。

排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法規に従って処理を行うか、委託をすること。

廃棄物は、都道府県条例にもとづいて処理をする。

汚染容器及び包装

使用済み容器は内容物を完全に除去した後、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託する。空容器に圧力を加えると破裂することがある。空容器は溶接、加熱、穴あけまたは切断を行うと、爆発を伴って残留物が発火することがある。

14. 輸送上の注意

国際規則

国連番号 1950

国連品名 エアゾール

国連分類 区分2. 1

(引火性ガス)

特別の安全対策

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、移動、転倒、衝撃、摩擦などを生じないように固定する。

重量物を上積みしない。

移送時にイエローカードの保持が必要。

15. 適用法令

労働安全衛生法:

第57条 名称表示物質 第57条2 通知対象物 施行令別表1-4 危険物 有機溶剤中毒予防規則 第3種有機溶剤等

消防法:

第4類第2石油類(非水溶性)

高圧ガス保安法:

引火性液体類

船舶安全法:

引火性液体

航空法:

特定第1種指定化学物質を除く第1種指定化学物質

海洋汚染防止法

海洋汚染物質

本文書の記載内容は当社の最善の知見に基づくものですが、情報の正確さ、安全を保証するものではありません。また、すべての化学品には未知の有害性があり得るため、取り扱いには十分な注意が必要です。ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定して下さるようお願い致します。